

2025（令和7）年度 障がい等のある方への受験上の配慮について

専修大学では、[専修大学における障がい学生支援に関する基本方針](#) ②に基づき、受験・修学上の合理的配慮を提供するよう努めています。

疾病等や障がい等により、受験時および入学後の修学に配慮を必要とする場合は、必ず申請期限までに申請を行ってください。

申請に基づいて状況に応じた配慮を行いますが、ご希望に添えない場合もございますので予めご了承ください。

また、申請が入学試験の可否に影響することはありません。

受験上の配慮を希望する場合は、出願に先立ち、本学入学センターに申請を行ってください。

※日常生活において、補聴器・車椅子等を使用している方で、試験当日も同様に使用する場合は、試験場設定の関係から、必ず申請してください。

なお、一般選抜で受験上の配慮を必要とする場合は、原則として神田校舎または生田校舎での受験になります。

1. 受験上の配慮内容決定から出願までの流れ

- (1) [提出期限](#)までに必要書類を揃え、入学センターまでご提出ください。
- (2) 申請内容・書類をもとに審査を行い、配慮内容を決定いたします。
 - ※審査にあたり、追加書類等の提出を求める場合があります。
 - ※受験上および修学上の配慮事項を確認するため、出願前に志願者と面談等を行う場合があります。
- (3) 配慮内容が決定次第、WEB出願マイページのお知らせ機能で通知いたします。
- (4) 配慮申請とは別に、入学試験の出願を行う必要があります。
 - 入学試験要項に基づき、出願期間内にWEB出願（出願登録・入学検定料の納入・出願書類の郵送）を行ってください。

2. 申請方法

- (1) 提出書類の郵送
 - 「3.提出書類」に明記された資料を準備し、申請期限までに[入学センター](#)へ郵送してください。
- (2) マイページ利用者登録
 - 配慮内容決定通知はマイページから送付します。
 - 初めて出願する方は、[WEB出願ガイダンスページ](#) ②にアクセスし、「マイページ利用者登録」を行ってください。
 - 出願登録期間は、入試制度により異なります。（[各入学試験要領](#)で確認してください。）

3.提出書類

(1) 専修大学 入学試験受験上の配慮希望書

希望する入試制度の申請書類をダウンロードし、A4用紙で片面印刷して詳細を記入してください。

【総合型選抜・学校推薦型選抜】

[入学試験受験上の配慮希望書（総合型選抜・学校推薦型選抜用）](#) 

【一般選抜】

[入学試験受験上の配慮希望書（一般選抜用）](#) 

(2) 診断書（写し）または障害者手帳（写し）

診断書は、入学試験時および修学において、志願者の希望する配慮措置の可否を決定するための資料となりますので、現在の状況および必要な配慮に関する医師の見解について、出来るだけ具体的に記載されている必要があります。

(3) 大学入試センター「受験上の配慮事項審査結果通知書」（写し）

大学入学共通テストにおける受験上の配慮事項申請者が対象となります。

申請された方は、「受験上の配慮事項審査結果通知書」の写しを同封してください。

なお、「受験上の配慮事項審査結果通知書」の配慮内容と同様の対応が出来ない場合がございます。予めご了承ください。

(4) 試験時間中に使用する持込物の現物画像※希望者のみ

試験時間中に持込物がある場合は、不正行為防止の観点から事前に現物の画像や写真を提出してください。

（例）医療器具、クッション、耳栓など

4.申請期限・送付先

(1) 申請期限

入試制度	提出期間
総合型選抜	令和6年 7月31日（水）
学校推薦型選抜・特別入学試験	令和6年 9月30日（月）
一般選抜	令和6年11月29日（金）

(2) 送付先

〒214-8580 神奈川県川崎市多摩区東三田2-1-1 入学センター宛

※「入学試験配慮事項申請書在中」と封筒表面に朱書きしてください。

5.申請に係る留意事項

(1) 期限までに申請がなかった場合、受験上の配慮ができない場合があります。

ただし、不慮の事故や急な発病等のために、やむを得ず上記の期限までに申請ができなかった場合については、可能な限り速やかに専修大学入学センターに問い合わせください。

(2) 提出書類は、希望する配慮について確認するためのものであり、合否判定とは一切関係ありません。

(3) 申請内容に基づいて、障がい等の種類・程度に応じた配慮を行います。

ただし、本学の基準に照らして決定しますので、希望される配慮すべてに対応できるとは限りません。予めご了承ください。

(4) 提出書類に記載された受験上の配慮希望について、内容確認のため、本学入学センターよりご連絡させていただく場合がございます。

(5) 一般選抜で受験上の配慮を必要とする場合は、原則として神田校舎または生田校舎での受験になります。

(6) 本申請書にある個人情報は、修学支援調整を目的とし、必要に応じて障がい学生支援室、関係者および関係諸機関に共有しますが、それ以外の目的で使用することはありません。また、本学障がい学生支援室より連絡させていただく場合がございます。

6.修学上の配慮に関するお問い合わせ

専修大学では、障がいのある学生の相談に対応するため、障がい学生支援室を設けています。

入学後における修学上の配慮については、障がい学生支援室までお問い合わせください。

▶ [障がい学生支援室](#) 